

Business
Report
No.1803

ゆびすい 経営レポート

今月のトピック

Part 1

一般社団法人を設立する節税にメス
親族が代表者を継いだ場合は課税

今月のトピック

Part 2

「働き方改革」と時間外労働削減の意義
～なぜ時間外労働は減らないのか～



信頼と安心、そして未来へ…
YUBISUI

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／株式会社 ゆびすいコンサルティング

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

☎ 0120-640-171

詳しくは中面をご覧ください!! ▶▶

OPEN
ここを開いてください!

今月のトピック
Part 1

一般社団法人を設立する節税にミス 親族が代表者を継いだ場合は課税

2018年度税制改正において、一般社団法人の設立を利用した過度な節税にミスが入る。

社団法人の節税とは、社団法人は企業の株式に当たる持ち分が存在しないことから、相続税がかからない制度を利用したもの。例えば、親が代表者となって社団法人を設立し、資産を移した後、子どもを代表者に就かせ、法人の支配権を継承すると、資産には相続税がかからず、非課税で資産を相続できることになる。

税制改正大綱によると、節税封じ策として、まず、個人から一般社団法人又は一般財団法人に対して財産の贈与等があった場合の贈与税等の課税につ

いては、役員等に占める親族等の割合が3分の1以下である旨の定款の定めがあることなど、贈与税等の負担が不当に減少する結果とならないものとされる現行の要件のうち、いずれかを満たさない場合に贈与税等が課税されることとし、規定を明確化する。

次に、特定の一般社団法人等に対する相続税の課税として、特定一般社団法人等の役員が死亡した場合には、その特定一般社団法人等が、その純資産価額をその死亡時における同族役員(被相続人を含む)の数で除して計算した金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして、その特定一般社団法人等に相続税を課税することとする。

つまり、現行は相続税がかからない社団法人について、親族が代表者を継いだ場合は非課税の対象とみなさず、社団法人に相続税を課税するように見直すわけだ。



税理士の目

税理士 水口由季雄

平成27年以降、相続税の基礎控除の引き下げにより、相続税対策がより身近なものになってきていますが、上記のように過度な節税スキームは課税逃れと捉えられ、法改正により課税の対象とされていきます。

節税は現行制度をしっかりと理解し、長期的な計画で行っていくことで一番効果が表れますので、専門家である税理士にぜひご相談ください。



グループ企業だからこそ提供できる完全経営サポート

充実の完全ワンストップ

創業70年を超える信頼と実績

250名を超える専門スタッフ

主要都市を網羅する全国展開

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／株式会社 ゆびすいコンサルティング

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

TEL: 0120-640-171

Mail: kigyo-info@yubisui.co.jp

「働き方改革」と時間外労働削減の意義 ～なぜ時間外労働は減らないのか～

△ダな残業をなくすことは、会社・社員双方にとって必要不可欠な課題といえます。

しかしながら、どこからが「ムダな残業」なのかを理解しないまま、残業削減に向けてさまざまな施策を講じても、狙い通りの成果をあげることが難しいのも事実です。なぜなら、いくら会社が残業時間を削減しようと労働時間の管理を強化したり、業務を効率化しようと働きかけても、「自分はムダな残業などしていない」「自分の部下は遅くまで一生懸命働いている」という意識が社員のなかにある限り、残念ながら形だけのものに終わってしまうからです。長時間にわたる残業が発生する理由は、次表のとおり3つあります。



- ①季節偏重型：業務の性格上、ある時期に極端な業務負荷がかかってしまうことから発生する
- ②期間限定型：新しいプロジェクトの立ち上げ等、時限的に発生する
- ③恒常型：上記以外のムダな働き方から発生する(恒常的な残業・いわゆるムダな残業)

長時間残業をしている社員、ないしは部下の長時間残業を許している管理職に聞くと、多くの人は、「季節偏重型や期間限定型のいずれかなので、仕方がない」と答えます。

しかし細かく分析すると、長時間残業をしている本人の仕事の仕方に問題が潜んでいたり、仕事の仕方そのものにムダが隠れているかもしれません。この事実があるため、恒常的に長時間残業をしている組織が存在します。

会社としては社員の意識改革を図り、働き方を見直して生産性の向上につなげていくことにより、ムダな働き方から発生する恒常型残業、いわゆる「ムダな残業」の削減が必要です。

社労士の目

社労事業部 田中和臣

政府による働き方改革により、残業時間を削減して効率的に働く事を目指す動きが広がっています。一方で単純に残業時間を減らすだけでは仕事の質に影響を及ぼす可能性があり、いかに品質を落とさずに仕事ができるかが今後の課題となります。

この課題に対して、労働者に時間管理の意識をつける(例：残業を承認制として、どんな仕事をする必要があり、どれだけの時間を要するかを上長に申請する)ことで個々が仕事の所要時間の把握、無駄な工程の削除、効率化のきっかけ作りをすることができます。小さな意識改革でも大きな改革の一歩になりますので、ご検討頂ければと思います。

ゆびすいは、契約前の「相性マッチングサービス」をお勧めしています

契約までに何をするの？

- ☒ お客様のニーズをヒアリングにてご確認致します
- ☒ 過去の決算分析からお客様の会社の強み、弱みを把握し、ご説明致します
- ☒ これからの企業経営についてご提案致します

これらの業務を通じて、
ゆびすいの担当者との相性を
ご確認頂きます。

ご親族、お知り合いの方などで、 「お困りの方」は、いらっしゃいませんか？

企業経営、税金、起業、不動産、相続、人事労務、その他あらゆる疑問、お悩みを

税理士	社会保険労務士	司法書士
公認会計士	中小企業診断士	ファイナンシャルプランナー

など、各分野の専門家がご相談に応じます。

----- お気軽にご連絡、ご紹介下さい。 -----

ご親族、
お知り合いの方が...

- 『独立開業』を考えている。
- 『相続』について、税金・財産分割・生前贈与・遺言・名義の変更などで悩んでいる。
- 『不動産や株』などの売却、購入をした、又は考えているが、税金や名義変更についてアドバイスが欲しい。
- 商売を営んでいるが、節税、財務、人事労務、その他経営に関する『質の高いアドバイスをしてくれる専門家』を探している。

etc...

ご紹介、無料相談の流れ

- 1 まずはお電話、又は直接弊社スタッフに相談者様についてお伝え下さい。
0120-640-171（月～金 9:00～17:00）
↓
- 2 弊社スタッフが相談者様にお電話、メール等にてご連絡差し上げます。
※ ご相談者様が直接弊社にご連絡いただいても構いません。その際はご紹介者様のお名前をお伝え下さい。
↓
- 3 お電話、又はご来社いただき相談者様の疑問について対応いたします。（初回相談60分無料）
※ ご相談の日時はお客様のご都合に合わせ、柔軟に対応いたします。
また、お客様のご都合によりお客様のもとへ直接お伺いすることも可能です。
↓
- 4 無料相談後、有料サービスのご依頼がある場合には、お見積りをさせていただきます。
↓
- 5 お見積りを検討していただき、ご納得いただければ正式に契約成立となります。
高品質なサービスを誠実に提供することをお約束いたします。

よくあるご質問

- Q. 相談者は売上もまだ少ない個人事業者ですが、紹介してもよいのですか？
- A. 是非ご紹介下さい。弊社のお客様は個人商店から上場企業様まで多岐にわたります。小規模な個人事業者のお客様もたくさんいらっしゃいますのでご安心下さい。
- Q. 相談者に現在契約している税理士がいるのですが、無料相談は可能ですか？
- A. 可能です。通常の税務相談や申告書作成については現在ご契約されている税理士に依頼し、その他顧問税理士に相談しにくい案件について弊社にご相談いただければと思います。是非一度お問い合わせ下さい。

ご紹介いただきましたお客様は、ゆびすいグループが責任をもってお手伝いをさせていただきます。

初回60分相談無料

TEL : 0120-640-171